

米原市スポーツ少年団全国大会出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 米原市スポーツ少年団は、米原市スポーツ少年団加盟各単位団（以下「単位団」という。）の各種競技レベルの向上および優秀な団員に対する活動の支援・育成を図るため、全国的な規模および水準で開催される大会（この条において「全国大会」という。）に出場する単位団に対し、予算の範囲内で全国大会出場に係る経費の一部を補助するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、米原市スポーツ少年団加盟団体に所属する監督および団員で、市内に住所を有するものとし、大会の規定により登録する団員を含め各チーム20人を限度とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、米原市スポーツ選手大会出場激励金交付要綱（平成24年3月22日米原市告示第61号）の別表に定める全国大会の出場に係る旅費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、米原市職員等の旅費に関する条例（平成17年米原市条例第43号）の規定に準じて算出するものとし、補助対象経費に1/2を乗じた額とする。ただし、1出場につき1人当たり35,000円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする単位団（次条において「申請単位団」という。）は、補助金交付申請書（様式1、2、3）に次に掲げる書類を添えて大会開催30日前までに、米原市スポーツ少年団本部長（以下「本部長」という。）に提出しなければならない。

(1) 大会開催要綱またはこれに準ずる書類

(2) 大会出場者名簿（住所、年齢、職業等が記載されたもの）

(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 本部長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、交付決定通知（様式4）により当該申請単位団に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた単位団（次条において「交付決定単位団」という。）は、大会終了後速やかに、実績報告書（様式5、6、7）を本部長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 本部長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、確定通知（様式8）により当該交付決定単位団に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた単位団は、速やかに交付請求書（様式9）を本部長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付の決定を受けた単位団からの請求により本部長が事業完了前に交付することが適当と認めるときは、補助金の全部または一部を概算払または前金払の方法により交付することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。